学校における携帯電話の取扱い等について (骨子)

文部科学省から平成 21 年に出された通知を受け、現在多くの小学校では、「携帯電話等の持込みは禁止」を原則として日々の対応を行っています。今般、改めて学校への携帯電話の持込みに関する取扱いを検討されるにあたり、小学校の状況及び課題等についてお伝えし、全国連合小学校長会としての考えを申し述べます。

1 小学校における携帯電話の取扱いの実態

- ほとんどの学校が、文部科学省の通知に従い、持込みを原則禁止としています。
- 保護者の申し出により、校長の判断によって許可する場合はありますが、その数や割合については調査・把握はしておりません。
- 学校として持込みを認める理由は、ほとんどの場合、保護者からの子どもの登下校時の所 在確認をしたいという強い希望であると思われます。
- 保護者の申し出により認める場合は、
 - ・紛失やトラブルなどについて、学校は対応しないこと
 - ・校内ではランドセルなどに保管し、持ち出さないこと
 - ・音などが鳴らないように設定しておくこと
 - ・登下校の際に持ち出さないこと

等を条件とすることが多いですが、原則として持込みを禁止しているので、違反した場合の 罰則などを明確に定めている学校の情報等は把握しておりません。

○ 携帯電話の持ち込みを巡るトラブルとしては、「どうしても持たせたい。」という保護者の強い要望に対して校長が「認めない」と回答してしまうことによる不信感や、認められている児童が校内で携帯電話を持ち出して友人に指摘されること、登下校の際に持ち出して動画をみたり、友達や家族に電話をかけたりすることなどがあります。後者については、その対応を教員が行うこととなり、負担感は増している状況もあります。

2 小学校に携帯電話の持ち込みを認めることの是非

○ 昨今、登下校中の子どもが犯罪被害にあう事案が全国で発生していることから、保護者の 安全に対する意識はこれまで以上に高くなっています。大阪府教委の「小中学校における携 帯電話の取扱いに関するガイドライン」に書かれているように、登下校中の地震発生時等を 想定した安全確保についての不安の声についても、学校として理解できます。登下校につい ては、たとえ近い距離であっても教員が付き添うことは一般的ではないからです。しかし、 学校としては、防災・防犯の目的であっても、小学生に携帯電話の学校への持込みを認める ことに、下記の点で課題があると考えます。

(1) 携帯電話の所持の観点から

- 平成 30 年度内閣府の「青少年のインターネット利用率実態調査」によると、小学生の携帯電話・スマートフォンのいずれかの所有率は、55.5%となっています。同調査における中学生の所有率は 66.7%、高校生は 97.1%であり、比較すると小学生の所有率は低いことが分かります。
- また、同年の全国連合小学校長会の調査では、携帯電話等を所有している児童が30%以下であると回答した学校は1年生で95%、6年生では42.1%でした。反対に、61%以上の児童が所有していると回答した学校は、1年生では0.3%であり、6年生でも15.2%となっています。
- これらのことから、小学生の携帯電話等の所有の実態は、地域や学校によって大きく異なっていると考えます。安全の面で保護者の心配がより高いと思われる1年生についても、 発達段階を鑑み、低学年の子どもに携帯電話を持たせることのリスクを重く捉えている保護者が多いことを表していると思われます。
- 携帯電話等の学校への持込みを認めることにより、文部科学省や、地教委、学校が携帯 電話等の所有を推奨していると捉えられ、現在所有していない児童の保護者の不安が増大 すると考えられます。結果として所有率が大きく上がる可能性があり、保護者の経済的負 荷は大きいものがあると予想されます。

(2) 登下校中の安全管理の観点から

- 公立小学校に通う子どもたちの登下校にかかる時間は、地域や学年によって大きく異なりますが、全ての子どもの安全確認を目的とするのであれば、登下校の際に門を通ると登録先にメールが送られる等の端末を活用することも考えられます。
- 携帯電話の持込みを認めた場合、ガイドライン等で必要な時以外の操作を制限することになりますが、それが必ず守られるとは言えず、登下校中に子どもたちが操作することも予想されます。歩きながらの操作は交通事故や思わぬ事故につながる可能性もあり、小学生の発達段階を考えると、大きな課題になると考えます。

(3) 携帯電話等の扱いに関する指導について

- 学校では、現在も情報教育の一環として、携帯電話等やネット環境との適切なかかわり 方、留意点等の指導を発達段階や実態に応じて行っていますが、携帯電話の所有率が更に 上がった場合、SNS に関するトラブルの増加、また、様々な事情により所有しない、教育 の場としての学校の状況を理解して敢えて持ち込ませない等の家庭もある中で、そのこと を理由とする子ども同士のトラブルが発生することが予想されます。
- それらのトラブルやガイドラインへの違反等について、"家庭の責任において"と明記していても、校内や登下校時に発生する問題については学校に相談が寄せられることは避けられず、対応を迫られることは現状を見ても明らかです。それらの対応が増えることにより、学級経営や学校経営等、本来の教育活動に影響が出ることが予想されます。
- 尚、一部の自治体や高等学校などにおいて、BYOD の取り組みが始まっていることを聞いておりますが、小学校は義務教育であることから、学習に必要な環境の整備は、本来設

置者が負うべきと考えます。また、上記の課題を考えると、子どもの発達段階の点からも、 時期尚早であると考えます。

3 まとめ

以上、学校における携帯電話の取扱いに関する考えを述べました。携帯電話等が普及する一方で子どもたちを取りまく環境が変化し、災害を含めた登下校の安全について保護者の心配が大きくなっていることは十分理解しています。学校では、日々子どもたちの登下校の様子に気を配り、時には下校時に付き添う等して通学路の安全確認や指導を行っています。また、SNSに関するトラブルへの対応も継続して行いますが、全てが即座に解決する訳ではなく、苦慮している状況があることもご理解いただきたいとおもいます。今回、携帯電話の持込みを小学校で認めることになれば、学校は、上記に述べた課題への対応にこれまで以上に追われることが予想され、教員の本来職務である教育以外の負荷が増えることになります。

携帯電話等は、各家庭がその方針のもとに購入し、保護者の責任において扱いを指導すべき ものであり、これまで述べた状況からも、現段階では「原則として学校への持込を禁止する」 という従来の方針は、妥当であると考えます。その上で、各学校の校長が保護者の心情に寄り 添い、相談を受けての持ち込みを個別に認める等の対応をすることが最善の策であると考えま す。

小学生の発達段階と、子どもたちが健全に生活を送ることを第一にお考えいただき、検討していただきますよう、お願い致します。